

平成 22 年 6 月 7 日(月)AM7 時頃より前に、WEB申込によりインターネットバンキング、モバイルバンキングの追加申込を行った方へのご連絡

WEB申込のお手続きをしていただいた際に、ご確認いただいた「商工中金ダイレクト利用規定」について、以下のような誤記がございました。お詫びいたしますとともに以下のように訂正させていただきます。

第 2 章第 4 条第 1 項取引の依頼方法

誤	「インターネットバンキング」「モバイルバンキング」によるお取引の依頼は、前記第 3 条に従った本人確認が終了後、契約者がお取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することで、お取引を依頼するものとします。当金庫は、次項の「代表口座」の届出に従いお取引を実施します。
正	「インターネットバンキング」「モバイルバンキング」によるお取引の依頼は、前記第 2 条に従った本人確認が終了後、契約者がお取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することで、お取引を依頼するものとします。当金庫は、次項の「代表口座」の届出に従いお取引を実施します。

なお、平成 22 年 6 月 7 日(月)AM7 時頃以降は、誤記訂正後のものを WEB 申込時にご確認いただけるようになっております。